

建設業

平成 18 年度建設業新分野進出等支援対策事業」を募集します

県では、新たな事業分野へ進出して経営基盤強化を図ろうとする建設業者の方々に対し、新分野進出等に必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

1 事業目的

岩手県では、県内の建設業を営む企業の新分野への進出や業種転換を促進し、県内地域経済の振興と雇用の安定を確保するため、建設業者等が新分野進出事業等を行う場合に要する経費の一部に対し補助金を交付します。

2 補助対象者等

(1) 対象者

- ① 岩手県内に主たる営業所を有する建設業許可業者
- ② 新分野進出事業等に関し協定を締結している 2 以上の建設業者で構成するグループ
- ③ 県内に主たる営業所を有し、建設業法の許可を有する中小企業等協同組合、協業組合

(2) 対象事業

建設業者等が新分野進出や業種転換するためにこれから実施する下記の事業

事業名	事業内容
新分野進出事業等に必要な製品・技術・サービスの研究開発事業	新分野進出事業等に必要な製品・技術・サービスの試作・改良等、研究開発に関する事業
新分野進出事業等に必要な製品・技術・サービスの販路開拓事業	(1) 展示会の開催又は見本市への参加 (2) 販路開拓調査等 ① 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査 ② 新製品等の販路開拓のための広報事業 ③ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業
新分野進出等に必要な人材養成事業	新分野進出等に必要な経営、技術に関する研修等であって経営者及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの

※新分野進出

日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業（ただし、土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）への進出や業種転換

3 補助金の額

100 万円を上限額とします。

（製品・技術・サービスの研究開発事業にあつては当該経費の 2 分の 1 以内の額、販路開拓事業及び人材養成事業にあつては当該経費の 3 分の 2 以内の額）

※補助金（枠）は、1 振興局（各総合支局）あたり 100 万円（1 件程度）を予定

4 補助対象となる経費

事業区分	経費区分	経費区分の明細
製品・技術・サービス研究開発事業	謝金	委員謝金、専門家謝金
	旅費	委員旅費、専門家旅費、社員旅費
	開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費、外注加工費、検査分析費、技術開発コンサル料、構築物の建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	研究開発事業の一部を委託する経費
販路開拓事業	謝金	販路開拓に伴う専門家謝金
	旅費	専門家旅費又は社員旅費
	販路開拓費	展示会・見本市等出展料、会場使用料、出展経費、製品等の作成に要する材料費、機械の賃借料、広告宣伝費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費
人材養成事業	謝金	専門家謝金、実習企業等謝金
	旅費	専門家旅費、社員旅費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	人材養成事業の一部を委託する経費

※補助対象経費は、補助事業年度中に補助事業者に対して支出（支払が現実に行われるもの）する費用に限られます。

※消費税、振込み手数料は補助対象経費になりません。

※フランチャイズ契約、代理店契約等で、保証金・加盟金・契約金等は補助対象外経費です。

5 申請方法等

(1) 申請方法

申請者からの応募及び経営支援センターによる推薦とします。

(2) 申請期間

平成 18 年 6 月 30 日（金）～7 月 31 日（月）

(3) 申請書類

■申請様式

- ・「建設業新分野進出等支援対策事業費補助金応募申請書」（様式第 1 号）
- ・申請者概要書（別紙 1）
- ・事業計画書（別紙 2）

■補足資料

- ・調査票

(4) 提出先

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局

No.	公所名・所在地	電話番号	所管市町村
1	県南広域振興局土木部 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1番2号 奥州地区合同庁舎	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
2	県南広域振興局花巻総合支局土木部 〒025-0075 花巻市花城町1番41号 花巻地区合同庁舎	0198-22-4971	花巻市 遠野市
3	県南広域振興局北上総合支局土木部 〒024-8520 北上市芳町2番8号 北上地区合同庁舎	0197-65-2738	北上市 西和賀町
4	県南広域振興局一関総合支局土木部 〒021-8503 一関市竹山町7番5号 一関地区合同庁舎	0191-26-1418	一関市 平泉町 藤沢町
5	盛岡地方振興局土木部 〒020-8570 盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎	019-629-6630	盛岡市、八幡平市、 雫石町、葛巻町、岩 手町、滝沢村、紫波 町、矢巾町
6	大船渡地方振興局土木部 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6番1号 大船渡地区合同庁舎	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
7	釜石地方振興局土木部 〒026-0043 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎	0193-25-2708	釜石市 大槌町
8	宮古地方振興局土木部 〒027-0072 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎	0193-64-2221	宮古市、山田町、岩 泉町、田野畑村、川 井村
9	久慈地方振興局土木部 〒028-8042 久慈市八日町1番1号 久慈地区合同庁舎	0194-53-4990	久慈市、普代村、野 田村、洋野町
10	二戸地方振興局土木部 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡52 二戸地区合同庁舎	0195-23-9209	二戸市、軽米町、九 戸村、一戸町

6 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局において、必要に応じ現地調査、ヒアリング、審査会等により審査し、概ね1社程度を選定します。

(2) 審査の視点

審査の主な視点としては、以下のとおりです。

- ① 事業の将来性（将来的な事業の発展可能性）
- ② 雇用効果（雇用の維持・増加等の期待可能性）
- ③ 新規性・独創性（技術・商品・事業スキーム等の新規性・独創性）
- ④ 社会貢献性（地域経済への貢献度、産地形成など）

7 補助事業予定者の決定

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局において、平成18年8月を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設業新分野進出等支援対策事業採択（不採択）通知書により、補助事業者へに通知する。

8 補助事業スケジュール

時期	内容
6月30日～7月31日	事業計画書受付期間（相談センター必着）
8月	審査（ヒアリング等）、計画の採択決定
8月下旬～9月上旬	補助金申請書提出、補助金交付決定
9月	事業着手（交付決定後）
事業完了時（19年3月末）	実績報告、完了検査、補助金支払

※注：あくまで上記スケジュールは、目安でありますことを申し添えます。

9 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります。（自己資金、つなぎ短期資金など）
- (3) なお、前金払いが必要な場合は、前金払いの理由を個別・具体的に確認の上、必要とする範囲内でお支払いします。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (5) 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、公文書開示請求の対象となります。

10 問合せ先

県土整備部 建設業総合支援本部（建設技術振興課内） 担当：白澤、藤澤

TEL 019-629-5954 FAX 019-629-2052

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局（上記5(4)提出先に電話番号記載）

